

平成29年2月定例会 経済委員会（事前）

平成29年2月9日（木）

〔委員会の概要 労働委員会関係〕

丸若委員長

ただいまから、経済委員会を開会いたします。（10時33分）

議事に入るに先立ち、御報告いたします。

去る8日の議会運営委員会において、提出予定議案のうち議案第51号、平成28年度徳島県一般会計補正予算（第4号）については、本日の委員会で十分審査し、開会日には委員会付託を省略して議決することと決定しておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、労働委員会関係の調査を行います。

この際、労働委員会関係の2月定例会提出予定議案について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案】（資料①）

- 議案第1号 平成29年度徳島県一般会計予算

【報告事項】（資料②）

- 不当労働行為事件について
- 調整事件について
- 個別的労使紛争解決サービスの運用状況について

森労働委員会事務局長

今議会に提出を予定しております労働委員会関係の案件は、平成29年度当初予算（案）でございます。

お手元にお配りをさせていただいております、経済委員会説明資料により御説明を申し上げます。

資料の1ページをお開きください。

I、平成29年度労働委員会の主要施策の概要についてでございます。

1点目といたしまして、労働組合法、労働関係調整法などに基づき、不当労働行為の審査や労使紛争の調整等を実施するとともに、個別的労使紛争解決サービスに取り組むことにより、健全で安定した労使関係が構築されるよう努めてまいります。

2点目といたしまして、労働委員会は中立かつ公正な立場から、労働基本権の擁護や労使関係の安定化・正常化を図る専門的行政機関として、簡易・迅速な手続で、実効性のある紛争処理が求められており、事務局といたしましては、適正で円滑な運営を確保することにより、その目的が十分達成できるよう職員の資質の向上を図りながら、補佐機能の充

実に努めてまいります。

続きまして3ページをお開きください。

提出予定案件の1，一般会計予算でございます。

（1）歳入・歳出予算のア，総括表でございますが，表の左から2番目の欄，平成29年度の当初予算額Aは1億1,165万5,000円であり，次の欄，前年度当初予算額Bと比較して，77万8,000円，率にして0.7%の増額となっております。

なお，財源内訳につきましては，一番右の欄のとおり全額，一般財源となっております。次に，4ページをお開きください。

イ，主要事項説明につきましては，表の右側の摘要欄に記載のとおり，1，委員会費として2,269万7,000円，2，給与費として8,705万5,000円，3，事務局費として190万3,000円をそれぞれ計上させていただいております。

前年度と比べ，大きな変動はございません。

提出予定案件については，以上でございます。

御審議のほど，よろしくお願い申し上げます。

続きまして，11月定例会以降における取扱事件の状況，及び個別的労使紛争解決サービスの運用状況につきまして，この際，3点御報告させていただきます。

別冊の報告資料，1ページをお開きください。

まず，1，不当労働行為事件についてでございますが，終結した事件が1件ございます。

不当労働行為事件とは，憲法で保障された労働基本権を擁護するため，法律で禁止された使用者の行為，不当労働行為に関しまして労働組合が行った救済の申立ての妥当性について，準司法的手続により，審査や命令を行うものでございます。

本件事件名はA事件でございまして，申立人であるB労働組合から，被申立人であるC社を相手方として，平成28年7月12日に，救済の申立てのあったものでございます。

申立ての内容といたしましては，組合側の団体交渉申入れに対し，会社側が応じなかったのは，正当な理由のない団体交渉拒否であり，不当労働行為に当たるとの申立人の主張によりまして，誠実な団体交渉の実施，及び謝罪文の交付・掲示を求めていたものでございます。

本事件につきましては申立て以降，争点の明確化や事実関係の確認等のための調査を3回，公益委員会議での合議を6回実施した結果，団体交渉申入れに応じなかったことについて，会社側に正当な理由はなく，本件は労働組合法第7条第2号の不当労働行為に当たるとの判断により，去る1月6日，両当事者に対して，全部救済を命じる旨の命令書を交付し，当委員会における事件の処理を終結したものでございます。

なお，その後，会社側が本命令を不服として，1月17日付けで，国の中央労働委員会に再審査の申立てを行っておりますことを，この際，合わせて御報告させていただきます。

次に，2，調整事件についてでございますが，これにつきましても終結した事件が1件ございます。

調整事件とは，労働組合と使用者の間で発生した労働争議について，両者による自主的な解決が図られるよう，労働委員会において必要な手助けを行うものでございます。

当事件の内容は、11月定例会で報告させていただいたとおり、農業業種におきまして、労働組合側から解雇の撤回、及び誠実な団体交渉の実施を求めて、平成28年12月5日にあっせん申請があったものでございます。

この事件につきましては、平成28年12月28日及び本年1月6日の2回にわたりまして、あっせんを実施した結果、使用者側が解決金を支払うとの内容で、労使双方が合意したことから解決に至ったものでございます。

最後に、2ページを御覧ください。

3、個別的労使紛争解決サービスの運用状況についてでございます。

これは、個々の労働者と使用者との間の紛争解決を図る個別的労使紛争解決サービスに係る、平成28年4月から本年1月末までの運用状況でございます。

表の一番上の欄、相談件数につきましては244件となっております、昨年同月比で31件の増加。またその下の欄、あっせん申請件数は15件となっております、これにつきましても昨年同月比で3件の増加となっております。

それより下の欄は、あっせん申請の内訳となっております、上から順に終結したものが13件、そのうち解決に至ったものが12件、不調による打切りが1件となっております、現在も係属中の案件が表の一番下ですが、2件となっております。

以上で報告を終わらせていただきます。

御審議のほど、どうかよろしくお願い申し上げます。

丸若委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申合せがなされておりますので、御協力をお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

長尾委員

おはようございます。今、新年度の予算の説明があつて、1億1,000万円ぐらいの労働委員会の関係予算が掛かっているわけだけど、それでかつ全部解決とか救済、それぞれ解決とか労働委員会の取組というのがわかるわけでありまして。前回の委員会でこういった場だけではなくて、労使の関係者とか、もしくは一般の方にもこういった労働委員会での取組とか結果とか内容を私はもっと公開というか、情報提供すべきだと指摘をさせていただいて、そのとき検討させていただくということでありまして、その後の検討結果についてお知らせいただきたいと思います。

船田調整課長

前回、11月の委員会で長尾委員から御提案を頂きました件について検討させていただきまして、何点か実施することとしたいと考えております。

相談件数につきましては先ほども局長から申し上げましたけども、昨年度、今年度と非常に急増しているというような状況でございます。労働相談は、平成14年1月から開始しているんですけども、最も多かったのがリーマンショックの次の年、平成21年度が年間で308件あったんですけども、先ほど報告しましたとおり平成28年度、今年度は1月末で244件と、その最大のときに迫るほどの件数の相談がありました。これは、手前みそでございますけども、これまでの私どもの活動の結果ではないかというふうに考えております。

労働相談、あるいはそれに引き続くあっせんといいますのは、労使トラブルの解決という意味で非常に有効な手段と考えておるわけでございますけれども、本来はやっぱりトラブルが発生してからそれを解決するよりも、未然防止という観点が非常に重要ではないかと思えます。

11月に委員のほうから指摘いただきましたけれども、当時、現在もそうですけども、使用者側に対しては労働相談会の日程とかの周知というようなことで、当労働委員会が扱った相談、あるいはあっせんの結果についてフィードバックというのはいないというような状況でございましたので、その御提案を受けまして検討させていただいたところでございます。3点ほど平成29年度において実施してまいりたいと考えております。

まず1点目が、使用者向けのチラシの作成をして、それを配布してまいりたいと考えております。

労働相談の中で、使用者側で労働法の基本的な部分を御理解いただいていないのではないかとこの件数が多々ございました。例えば、採用されて、その条件が採用前に聞いていた条件とは違うとか、あるいはパートの方が有給休暇を取りたいと申請しても、パートは有給休暇はないんだというような使用者の方がございます。それは労働関係法によりまして、当然労働条件については書面で事前に通知しなければならなくなっていますし、短時間労働者についても有給休暇は取る権利はございます。そうしたいわゆるトラブル例に対して、こういう解決、こういう方策をとる必要があるんですよというふうなことをチラシにまとめまして、それを使用者側に配布して御理解を頂くというふうなことをまず1点目考えています。

2点目につきましては、そういった内容、あるいは当労働委員会事務局に来ています相談、及びあっせんの件数、実績を内容とか業種別に掲示しまして情報提供をしたいと考えております。

3点目、これが一番大きな取組になるかと思うんですけども、企業団体というんですか、業界の団体の総会とか研修会とかの場があると思うんですけども、そういった場で主に経営者サイド、代表の方とか役員の方が集まる場でこのチラシを材料に研修といいますかお話をさせていただいて、直接雇う側に働きかけというようなものをお願いしたいというふうに考えております。

以上、3点の取組を考えておりますので御報告申し上げます。

長尾委員

11月に指摘をして、今報告があった3点の具体的な方策を考えたということなんですが、

冒頭に説明のあった未然にという視点が大事だと思うので、しっかりと労使双方に、また一般県民にもこの労働委員会、また事務局の役割とかどうしているのかとか、お互いが適正な対応ができるように、今後とも努力してもらいたいと要望しておきたいと思います。

上村委員

このあっせんについてですけれども、労働者には使用者側へのそういった周知徹底というのは大事だと思うんですけど、働く側に対してのアピールですかね、労働委員会がやっていること、存在を知らせるというのも非常に大事だと思うんです。ある県では、いろんな量販店とかスーパーとか娯楽施設を含めて、トイレに労働委員会のマークを張って、是非労働関係で悩んでいることがあれば御相談くださいといったような、そういった面で、働く側にもアピールしているところが多いんです。徳島県はポスターとかはいろんなところに貼っているんですけど、そこまではしてないかなと思うんですが、働く側に対して今後、どういうことをやっていくのかというのを教えていただきたいと思います。

船田調整課長

労働者側に対する広報、働きかけについての質問でございますが、今委員がおっしゃられましたのはステッカーだと思うんですけど、ステッカーにつきましては、本県におきましてもいろいろなところに対して御依頼をさせていただいております。貼っていただかないところもあるんですけども、依頼先としましてはコンビニとかスーパーマーケットとか、ステッカーはそういったところに依頼していますし、チラシとかポスターにつきましては公共施設とか商工団体ですね、これは使用者側ですけども、チラシ、ポスター等の配布はお願いしております。

あと、労働相談会、これは相談会と広報活動を兼ねての話になるんですけども、出張労働相談会という形でこれはそれぞれ1回なんですけども、南部の阿南市と西部の美馬市で広報も兼ねた出張労働相談会というものを行っております。

今後なんですけども、この出張労働相談会の場において、更に広報活動とかできないのかということを考えているところでございます。

それと、これは現在働いている方ではないんですけども、高校生とか大学生ですね、今後就職する生徒、学生、あるいはアルバイトをしようかという生徒、学生がいると思うんですけども、そういった方を対象に、高校生では主に就職を念頭に置いた講座をやっていきます。大学生では、新入生オリエンテーションが各大学各学部であるかと思うんですけども、そのオリエンテーションの場において時間を取っていただいて、アルバイトに特化した内容で出前講座というふうな形でやっておるところでございます。

木南委員

報告事項の件で1ページと2ページなんですけど、1の平成28年度（不）第1号の案件なんですけど、県の労働委員会としては全部救済とこういう分類の終結内容になっているので

すが、これは地方の労働委員会、中央労働委員会の2段階だったと思うんですが、どこへ異議申立てしているのか教えてもらえますか。

久保審査課長

この件につきましては、本年1月6日に命令書交付をいたしました。それを受けまして、会社側が1月17日に国の機関、中央労働委員会のほうに再審査の申立てというのを行っております。

木南委員

これは2ページと関連するんですが、徳島県の労働委員会としては解決済みということで、この3の個別的労使紛争解決サービスの運用状況については、これはこの数字の中でどこに入るんですか。

久保審査課長

労働委員会の業務といたしましては、大きく三つございます。1番目が不当労働行為事件の審査、2番目がこの2の調整事件について。この調整事件につきましては、労働組合対使用者の関係を扱っております。それで、3番目の個別的労使紛争解決サービスと申しますのは、労働者個人と使用者との間の関係について調整を図っておるところで、大きく三つ行っております。なので重なるということはありません。

木南委員

だから、そうではなく解決のほうなのか、未解決のほうなのか。もう労働委員会としては解決というふうになるわけですか。

久保審査課長

不当労働行為事件については解決といたしますか、徳島県労働委員会としては事件は終了したということでございます。

木南委員

この中の数字には入ってないと。

久保審査課長

個別的労使紛争解決サービスの中には不当労働行為事件とか調整事件というのは入ってございません。別のものがございます。

丸若委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。
以上で、労働委員会関係の調査を終わります。
議事の都合により、休憩いたします。（10時53分）

- ※注： ホームページにおける労働委員会関係の委員会記録・資料の掲載に当たっては、企業名等の実名を記号化して標記しております。
- なお、徳島県議会で保存しております委員会記録・資料の原本については、企業名等は実名のまま標記しております。